

各事業所  
 総務人事部課長 殿  
 健康管理担当部課長 殿

富士通健康保険組合  
 常務理事〔印略〕  
 健康事業推進統括部  
 統括部長〔印略〕

## 2013年度疾病予防事業等の実施について(ご通知)

日頃より、当健康保険組合の業務運営につきましては、種々ご配慮いただき厚くお礼申しあげます。

当健康保険組合では健康推進部門とともに健康増進・疾病予防のため、各種事業を実施しておりますが、2013年度の疾病予防事業等において、先般、「2013年度保険料率ならびに制度等の改定について(ご通知)」にてご連絡しました通り、一部制度を改訂し実施いたしますので、ご通知申しあげます。

また、「予防医療」の観点からも被保険者と被扶養者の健診受診について、更に推進していただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申しあげます。

### 記

#### I. 継続事業について

- ・被保険者婦人科健診
- ・配偶者健診/家族健診/特退者健診/任継者健診
- ・海外駐在員および帯同家族の健康診断費用補助  
 (健康診断・配偶者健診・婦人科健診・各種予防接種)※配偶者健診のみ一部変更有り
- ・脳ドック、肺ドック、内臓脂肪検診費用補助
- ・特定保健指導の実施に伴う費用補助
- ・インフルエンザワクチン接種費用補助
- ・定期健康訪問相談
- ・介護電話相談
- ・健康電話相談/メンタルヘルスカウンセリング「富士通健保ファミリー健康相談」

#### II. 制度改訂・運用変更について

1. 生活習慣病健康診断等の見直しについて
  - ①費用補助の定額化
  - ②歯科検診の拡大
  - ③健診等費用補助関連業務の運用変更
2. 海外勤務者の健診について

#### III. その他ご依頼事項について

1. 被保険者婦人科健診(乳がん検診・子宮頸がん検診)の推進について
2. 健診結果データのご提供について
3. 被扶養者健診(配偶者健診・家族健診)の推進について

#### I. 継続事業について

継続事業の詳細につきましては、事業所担当者用ホームページおよび富士通健康保険組合ホームページへ掲載しておりますので、ご確認願います。

なお、海外帯同配偶者健診の費用補助額は今年度より国内制度に準じます。(2012年度通知済)

《富士通健康保険組合 事業所担当者用ホームページ》

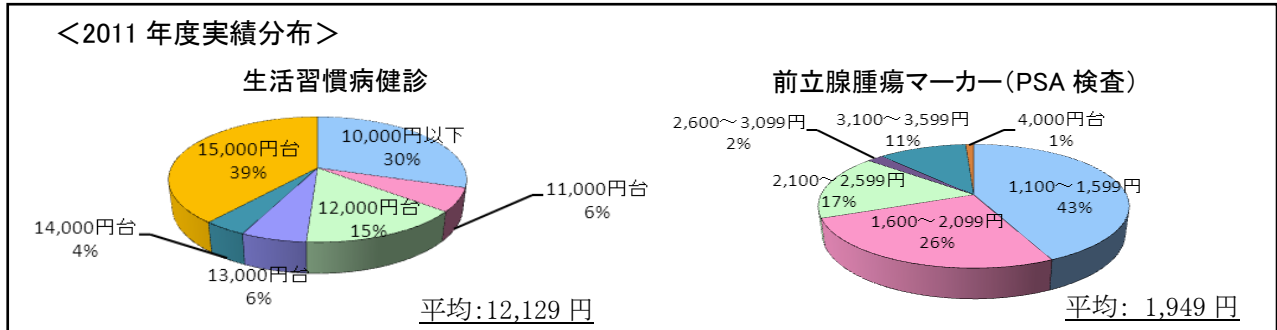
「トップページ>ノウハウ集>保健福祉>手続きの流れ」をご確認ください。

## II. 制度改訂・運用変更について

### 1. 生活習慣病健康診断等の見直しについて

#### ①費用補助の定額化

生活習慣病健康診断の費用補助において、健診業者により単価のばらつきが大きいことや双方の業務効率化を図るため、補助金額を定額化いたしました。委託している健診機関との契約（価格交渉）を行っていただきますようお願いいたします。



#### <一次健診>

区分	対象者	健保組合補助額
一次健診	30歳時	定額 13,000円(税込) ※1回/年
	35歳時	
	40歳以上	
<b>健康診断項目</b>		
①家族歴・既往歴及び業務歴の調査	⑧血液一般	⑭糞便中の潜血検査
②自覚症状及び他覚症状の調査	⑨肝機能検査	⑮腎機能検査
③身長・体重・BMI・腹囲・視力の測定及び聴力検査 ※30歳時:聴力検査(オーディオメータ)は対象外	⑩血中脂質検査	⑯血中尿酸の検査
④尿検査	⑪糖代謝検査	⑰血中総蛋白の検査
⑤胸部エックス線検査	⑫心電図検査	⑱黄疸の検査
⑥血圧の測定	⑬胃部エックス線検査	⑲その他医師が認める検査
⑦貧血検査	※30歳時は、医師の判断により必要に応じて胃部エックス線を実施	

#### <前立腺腫瘍マーカー(PSA検査)>

区分	対象者	健保組合補助額
前立腺腫瘍マーカー(PSA)検査	毎年4月1日現在50歳以上の希望者	定額:2,000円(税込) ※1回/年

#### <二次検診>

区分	対象者	健保組合補助額
二次検診	一次健診の補助対象者で健診結果により医師が必要と認めた被保険者	検査費用全額
<b>健診補助項目</b>		
・胸部エックス線直接撮影		・超音波検査(心臓、甲状腺、腹部)
・胃部内視鏡、胃部エックス線直接撮影		・法定項目に準ずる血液検査
・ホルター心電図		
※腹部超音波検査(胆のう・胆石・ポリープ等)、大腸内視鏡検査は、富士通株においては医療行為とし、既に自己負担(3割)としておりますので、二次検診の費用補助対象外といたします。(医師が必要と認める場合除く)		
※検査入院につきましては、医療行為(治療)として取り扱いますので、二次検診の費用補助対象外となります。		

費用補助金制度の改訂はありませんが、治療へ入ることが遅れるケースがみられるため、2014年度へ向けて二次検診の適切な補助のあり方を含め検討いたします。

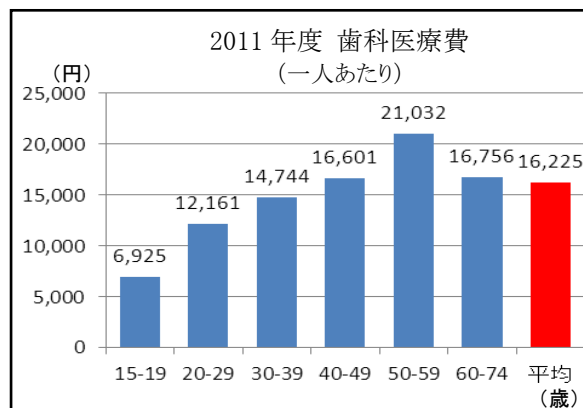
#### ■注意■

- ・事後フォロー(3ヶ月後・6ヶ月後等)は、疾病管理のもと行うものであり、精密検査ではないため、二次検診の対象外となります。
- ・治療と区別がつかない検査や治療と一緒に実施される検査については、医療として取り扱いいただきますようお願いいたします。

## ② 歯科検診の拡大

歯科疾患は、歯周病が重篤な人ほど糖尿病・胃腸疾患・肝疾患等の医療費が高額になることも判明しており、予防に効果的な歯科検診を推進していく必要があります。

2013年度より検診の対象者年齢を若年層に広げ、検査内容も歯周ポケット測定やブラッシング指導等の歯周疾患予防へ繋がる内容へ変更いたしますので、歯科検診の実施をお願いいたします。



### < 歯科検診 >

対象年齢	内容	費用補助
入社時 (新規)	健康教育を実施 ・歯科疾患について ・口腔衛生管理について	-
4/1現在 25歳(新規)	・口腔内チェック 歯牙疾患(むし歯・破折など)、口腔粘膜疾患、顎関節、 歯列不正、残存歯数等 ・歯周ポケット測定 CPIコード(地域歯周疾患指数)による歯周病検査 ・ブラッシング指導 歯ブラシ指導(歯間清掃など)、全身疾患と歯周病の関係、 禁煙指導等	定額: 3,500円 (税込) ※1回/年
4/1現在 30歳(新規)		
4/1現在 35歳		
当該年度内 40歳		

#### ●入社時の教育について(ご依頼)

先にお知らせしている通り(3月28日発信、2013年度入社時健康教育(歯科)について【ご依頼】)、入社者を対象に健康教育を実施いただくようご協力をお願いいたします。  
教材または配布物として、添付ファイル「歯科新入社員教育 Ver1.0.pptx」をご活用ください。

#### 【歯科検診の実施について (富士通健保組合の契約業者紹介)】

富士通健康保険組合では、歯科検診業者と委託契約を締結しておりますのでご紹介いたします。  
これまで、歯科検診を実施されていない事業所におかれましても負担がなく実施いただけるよう以下「●手続きの流れ(イメージ)」にてご利用いただけますので、歯科検診を推進していただきますよう、お願いいたします。

業者名	住所	電話番号	最低保証
(株)日本歯科衛生協会	東京都目黒区中根2-12-1 K&Kビル4階	03-3717-5655	日帰り 半日:20名 1日:40名 宿泊 半日:25名 1日:45名
(株)綜健	東京都台東区元浅草3-3-10	03-3845-3352	半日:30名 1日:50名
デンタルサポート(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟17階	043-213-6480	1日:35名

#### ●手続きの流れ(イメージ)

- 1) 事業所 → 歯科検診業者 (実施人数や実施日程等の申込み)  
※最低保証に達しない場合は別途調整が必要となる場合がありますので、ご承知置きください。
  - ↓
  - 2) 歯科検診実施
  - ↓
  - 3) 歯科検診業者 → 事業所 (検査結果データ提供)
  - ↓
  - 4) 歯科検診業者 → 富士通健康保険組合 (歯科検診費用の請求、検査結果データ提供)
  - ↓
  - 5) 富士通健康保険組合 → 歯科検診業者 (歯科検診費用の支払い)
- ※ 手続方法や運用面につきましては、2013年度の実施と並行して随時改善していきます。

### ③健診等費用補助関連業務の運用変更

各種健診等費用補助関連業務の運用を変更いたしますので、ご対応の程よろしく願いいたします。

#### ■実施理由

富士通グループのコスト削減施策に沿い、健診業務全体の最適化を図るため、被扶養者の健診関連業務を全て委託している(株)ベストライフ・プロモーションへ従業員健診等の費用補助関連業務を委託します。

#### ■運用変更内容

委託業務の範囲	
1)生活習慣病健診費用補助(30歳時、35歳時、40歳以上)	6)海外駐在員および帯同家族健診費用補助
2)前立腺腫瘍マーカー(PSA検査)費用補助	7)海外予防接種費用補助(事業所請求分)
3)歯科検診費用補助	8)脳ドック、肺ドック、内臓脂肪検診費用補助(事業所請求分)
4)婦人科健診(事業所請求分)費用補助	9)インフルエンザワクチン接種費用補助(集団接種)
5)1)における二次検診費用補助	10)インフルエンザワクチン接種費用補助(個人申請)

#### 《委託業務 1)~4)について》

生活習慣病健康診断等の費用補助においては、「補助金請求」と「健診結果登録」が別運用だったため、補助金請求は年度内の計上、健診結果の全件登録完了は翌年下期までかかっていた状況です。つきましては、今年度から事業所の事務負担および健保事務工数の軽減を図るため、以下の通り、運用変更いたします。

なお、詳細につきましては、別途、5月下旬頃にご通知いたしますのでよろしく願いいたします。

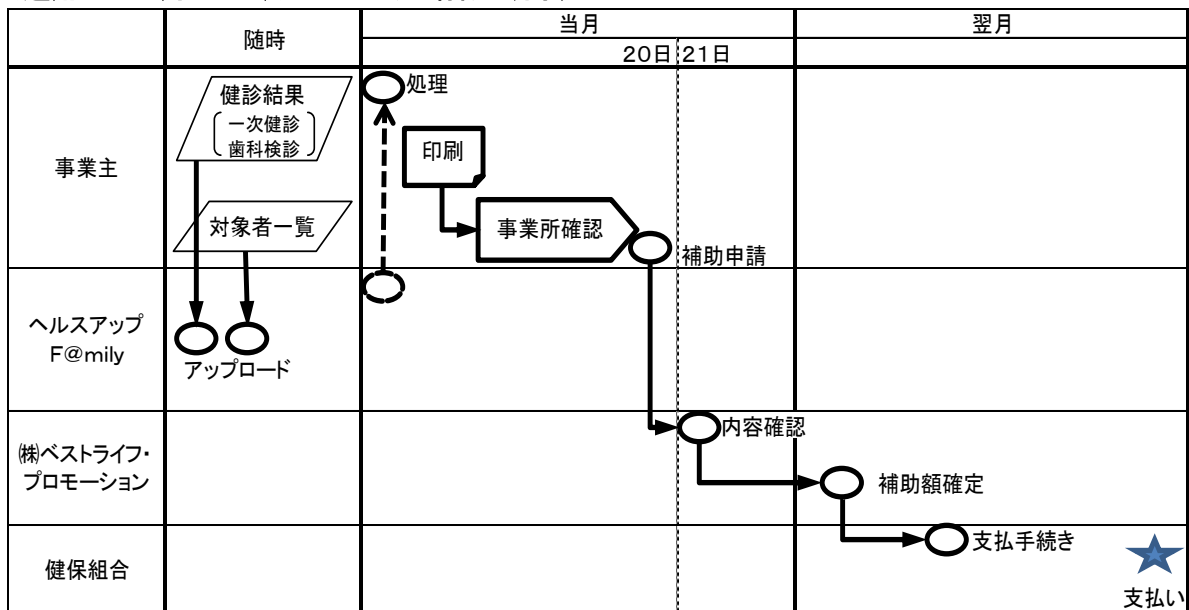
#### 【目的と効果】

- ・補助金申請と健診結果登録の運用を統合し、健診結果登録のスピード化が図れ、より速やかな保健指導へ繋げることができる
- ・補助金申請(請求書)の算出および作成が機械化されるため、「事業所負担の軽減」と「健保事務工数の効率化」へ繋がる※一部健診補助請求
- ・健診結果データの登録漏れが事前に防止できる

#### 【注意事項(お願い)】

- ・請求システムの稼働は6月を予定しております。
- ・2013年度実施の健診に該当するご請求につきましては、6月稼働までお待ちいただきますようお願いいたします。

#### ＜運用フロー(イメージ)＞ ※システム稼働:6月予定



#### 《委託業務 5)~10)について》

各種補助金請求書の送付先が変更となります。

最終ページの【各種補助金等請求書送付先・お問い合わせ先】(株)ベストライフ・プロモーションまで送付してください。

## 2. 海外勤務者の健診について

海外勤務者、帯同家族(被扶養者)へ年1回定期健康診断を受診するよう、ご指導いただきたく存じます。  
 なお、健康診断に伴う費用補助につきましては次の通りといたします。

【国内(赴任前・一時帰国時・帰任時)での健康診断について】		
対象者	区分	健康保険組合補助額
海外駐在員 および 帯同家族(被扶養者)	定期健康診断・生活習慣病健診	健診費用 × 1/2 (上限税込 15,750 円まで)
	帯同配偶者健診(～39 歳) 定期健康診断	上限税込 10,000 円
	帯同配偶者健診(当該年度内 40 歳以上) 生活習慣病健診	上限税込 26,000 円
	婦人科健診 ※対象：女性	上限税込 13,000 円 (本人負担額 0 円)
【海外(勤務地)での健康診断について】		
対象者	区分	健康保険組合補助額
海外勤務者 および 帯同家族(被扶養者)	定期健康診断・生活習慣病健診	健診費用 × 1/2 (上限なし)
	帯同配偶者健診(～39 歳) 定期健康診断	上限税込 10,000 円
	帯同配偶者健診(当該年度内 40 歳以上) 生活習慣病健診	上限税込 26,000 円
	婦人科健診 ※対象：女性	健診費用 × 1/2 (上限なし) (本人負担額 0 円)
健診補助項目		
御社で定められている海外健診について補助いたします。 【ご参考】 ※富士通(株)の海外勤務者は、生活習慣病健診対象者を除き、法令に準ずる健診項目となります。 ・人事内規 <a href="http://er.fujitsu.com/koukai/naiki/pnai4207.htm">http://er.fujitsu.com/koukai/naiki/pnai4207.htm</a> ※富士通(株)海外勤務者・帯同家族(被扶養者)の一時帰国時健診については、富士通(株)海外勤務者ホームページをご参照ください。 ・海外勤務者ホームページ <a href="http://er.fujitsu.com/kokusai/">http://er.fujitsu.com/kokusai/</a>		

## Ⅲ. その他ご依頼事項について

### 1. 被保険者婦人科健診(乳がん検診・子宮頸がん検診)の推進について

先般、「2013年度 検診車による婦人科健診の実施について(ご通知)」ご依頼させていただきました通り、以下について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

<p><b>■検診車による婦人科健診の実施</b>                      富士通クリニック他、先般ご依頼したレポート内容をご確認のうえ、ご協力願います。</p>
<p><b>■事業所健診時の婦人科健診実施について</b>                      貴事業所の健康診断実施時等に婦人科健診(乳がん検診・子宮頸がん検診)の受診体制を整えていただきますようお願いいたします。                      婦人科健診の実施につきましては、以下の当健康保険組合の契約に準じてご対応願います。</p> <p>【富士通健保組合の契約健診機関 婦人科健診契約検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳がん検診 触診・乳腺エコー(超音波検査)またはマンモグラフィ検査</li> <li>・子宮頸がん検診 細胞診(内科時に超微量の分泌物を採取のうえ検査)</li> </ul> <p>※その他、注意事項等の詳細につきましては、健保ホームページをご参照ください。</p>
<p><b>■富士通健保組合の契約健診機関・立替え請求(償還)の利用について</b>                      上記、実施体制が難しい事業所につきましては、当健保組合の制度をご紹介ください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・富士通健康保険組合ホームページ                          「トップページ&gt;健康診断のススメ&gt;被保険者婦人科健診」をご確認ください</p> </div>
<p><b>【2013年度立替え請求(償還)提出期日】 2014年5月30日(金)((株)ベストライフ・プロモーション必着)</b></p>

## 2. 2012年度健康診断結果データのご提供について

2012年度の健診結果データをご提供いただいておりますが、2013年3月現在の取込率は80.7%です。未提供分の健診結果データがございましたら、至急ご提供いただきますようお願いいたします。

また、全事業所よりご提供いただいた健診結果データの取り込み状況(最新情報)は、ヘルスアップF@mily および事業所担当者用ホームページへ掲載しておりますので、定期的にご確認ください。

- ・ヘルスアップF@mily (管理者画面)  
【健康診断結果データの送付、およびアップロード方法】  
ヘルスアップF@mily 管理者画面  
「操作マニュアル(16 健康情報アップロード)」をご参照ください。

## 3. 被扶養者健診(配偶者健診・家族健診)の推進について

先般、ご案内したとおり、被扶養者健診対象者のご自宅宛へ「2013年度健診のご案内」を送付いたしました。

従業員の皆様に『被扶養者健診の重要性』をご理解いただき、従業員からご家族に対して健康診断を勧めていただくことが効果的であるため、事業所の安全衛生委員会やイベント等、多岐にわたり従業員の皆様へ広報いただきますようお願いいたします。

- ・富士通健康保険組合ホームページ  
「トップページ>健康診断のススメ>『配偶者健診』または『家族健診』」をご確認ください。

以 上

## 【各種補助金等請求書送付先・お問い合わせ先】

### (株)ベストライフ・プロモーション

社内メール:川崎工場)東7-510

住 所:〒211-8588 川崎市中原区上小田中4-1-1

内 線:7106-8701

外 線:044-754-2060

E-mail :blp-kenshin@ml.jp.fujitsu.com

## 【各種 URL のご案内】

### ■富士通健康保険組合 事業所担当者用ホームページ

<https://kenpo.jp.fujitsu.com/staff/index.html> (パスワード: staff222)

### ■富士通健康保険組合ホームページ

<https://kenpo.jp.fujitsu.com/> (パスワード: fjkenpo222)

### ■ヘルスアップF@mily 管理者用サイト

<https://kenpo.jp.fujitsu.com/PHR/Admin/>